（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の廃止）

第六条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令は、廃止する。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の廃止）

第七条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令（平成二十一年国土交通省令第五号）は、廃止する。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（磁気ディスクによる手続） **第八条の二**　別記様式第一又は別記様式第三による申請書並びにその添付図書のうち市町村長が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、市町村長が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。第四十六条の三において同じ。）であって、市町村長が定めるものによることができる。	［条を加える。］
（低炭素建築物新築等計画の認定の申請） **第四十一条**　法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。 2・3　［略］	（低炭素建築物新築等計画の認定の申請） **第四十一条**　法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。 2・3　［略］
（軽微な変更に関する証明書の交付） **第四十六条の二**　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。	［条を加える。］
（磁気ディスクによる手続） **第四十六条の三**　別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであって、所管行政庁が定めるものによることができる。	［条を加える。］